

IFRS（国際会計基準）導入による 日本企業へのインパクト

EU、カナダ、米国の経験から見た日本への示唆

平塚知幸



宗 裕二



エリック・ファンドリッチ



CONTENTS

- I IFRSの概要
- II EU、カナダ、米国の対応状況
- III 日本企業へのインパクトと課題
- IV IFRSが企業経営と資本市場に与える影響

要約

- 1 EU（欧州連合）での採用を契機として、IFRS（国際会計基準）は国際的な存在感を高めてきた。日本でも、日本企業の事業活動の国際化および証券市場のグローバル化に伴って、会計基準をグローバルスタンダードに近づけることが求められてきている。そのため、ASBJ（企業会計基準委員会）および金融庁を中心として、IFRS導入の検討が進められている。
- 2 カナダは米国経済との結びつきが強いが、米国基準ではなくIFRSの導入を決めた。米国も、EUとの主導権争いなどの政治的な軋轢はあるものの、2008年にSEC（米国証券取引委員会）がIFRS導入に向けてのロードマップ（計画目標）案を提示した。これに対し、企業や投資家などから、IFRS導入の影響についてさまざまな意見が表明され、活発な議論が交わされている。
- 3 日本企業がIFRSを導入した場合、会計のみならず業務プロセス、システム、内部統制・リスク管理にさまざまな影響を与えるであろう。日本企業は自社への影響の範囲・程度、対応に要する期間や費用対効果を早期に見極め、導入時期を判断する必要がある。また、IFRSをより実効性の高い会計基準としていくため、日本も基準設定の段階から積極的に発言していくことが望ましい。
- 4 企業は、IFRS導入による個社のメリットだけでなく、企業と投資家のより良いコミュニケーションツールとしてのIFRSの価値を認識すべきである。企業が自社のプリンシプル（原理・原則）を投資家に訴え、自社の経営実態により即した会計情報を提供することは、資本市場全体の「信頼」を向上させる。

I IFRSの概要

1 IFRSの歴史と導入経緯

現在、IFRS（International Financial Reporting Standards：国際会計基準）について、各国各方面で盛んな議論が行われている。IFRSとは、世界的に承認され遵守されることを目的として、IASB（国際会計基準審議会）により設定される会計規定の総称である。

図1は、IFRSを採用する国のGDP（国内総生産）が世界全体のGDPに占める割合を示している。これを見ると、IFRSの存在感が一気に高まったのは、2005年にEU（欧州連合）がIFRSの適用を開始してからであることがわかる。

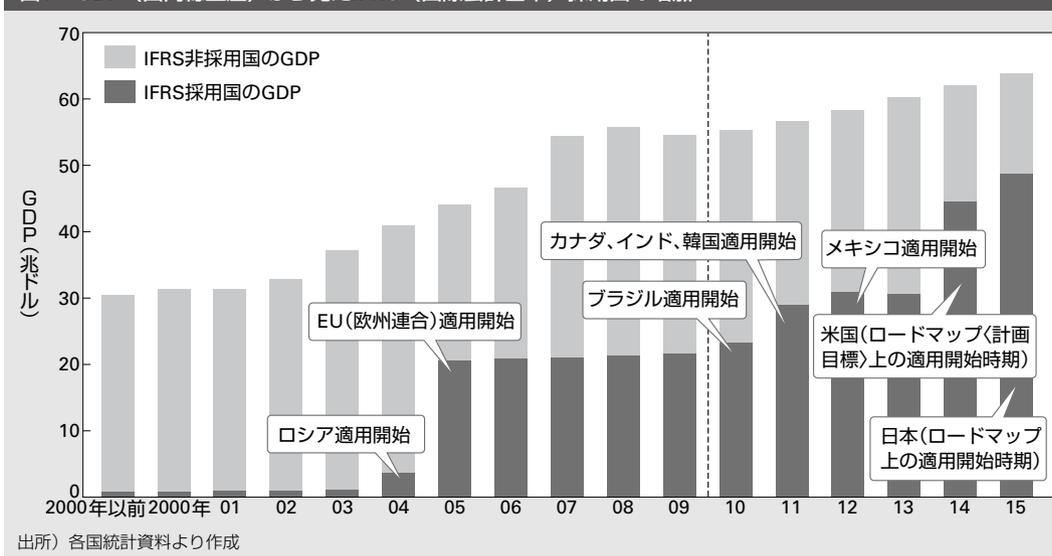
では、それまであまり注目されていなかったIFRSに対して、EUはどのような経緯を経て導入に至ったのであろうか。

会計基準に対するEUのジレンマは、1995年のEC（欧州委員会）の報告書にさかのぼる。当時、EUが持っていた会計基準は、「EC第4号指令」（1978年）と「第7号指令」（83

年）で決められたものだけの非常にシンプルな内容であった。現実的には、それらの指令の内容を反映させた各国の会計基準が存在していたが、そのような会計基準に対し、米国のSEC（証券取引委員会）は内容が不十分であると、米国市場で資金調達しようとする欧州企業に対して、膨大な負荷となるリコンシリエーション（会計基準の違いによって生じる財務諸表数値の差異を説明する差異調整表）を求めている。そのような状況から、1995年のECの報告書は、EUに対し、世界の資本市場で共通して受け入れられる会計基準を確立するために、IASC（国際会計基準委員会、現在のIASBの前身）での国際的な協力体制を推進していくよう求めた。

一方、1980年代の後半、IOSCO（証券監督者国際機構）は、当時の国際会計基準であったIASに対して、「多くの国々で使用できる基準として策定されたことから代替的会計処理を多く認めた内容となっており、比較可能性が損なわれている」と指摘した。IASCは、このIOSCOの要請に応えるため、1989年に公開草案「財務諸表の比較可能性」を公

図1 GDP（国内総生産）から見たIFRS（国際会計基準）採用国の増加



表し、「比較可能性改善プロジェクト」によりIASの改訂作業を開始した。このプロジェクトは、6年間の作業後、いったん終了しているが、IOSCOはさらに、国際的な資金調達（クロスボーダーの公募または上場）で用いられる財務諸表に適用できるIASのコアスタンダード（中核となる会計基準）が必要であると主張した。1995年、IASCとIOSCOはIASを再度見直してコアスタンダードを完成させることで合意し、2000年、IOSCOがコアスタンダードを承認することでIASの支持を表明するに至った。

このようなIASの見直しの動きを経て、ECは、2001年に「2005年までにEU域内の上場会社に対してIASに準拠すべきとする規則案（EC Regulation 1606/2002）」を公表、02年5月に採択した。こうして、欧州におけるIAS/IFRS（IFRSの別称）の導入が本格的にスタートすることとなった。

2 日本の会計基準に対する対応経緯

日本の会計基準を国際的な会計基準に近づけるための取り組みは、1990年代後半の「会計ビッグバン」にさかのぼる。

当時は、日本企業の海外における事業活動が活発化するとともに、証券市場のグローバル化も進行しており、海外での資金調達を有利にするために、日本企業の情報開示をグローバルスタンダードに近づけることが課題であった。

会計ビッグバンによる大きな変革の1つは、単独決算から連結決算重視への移行の動きである。1998年11月、証券取引法の「財務諸表等規則」および「連結財務諸表規則」が改正され、それまで単独決算中心の情報開示

を行ってきた日本企業は、連結決算を主とした情報開示をすることになった。また、連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲についても見直され、それまでは持ち株数や議決権をどれだけ持っているかが重視されていたのに対し、実質的な支配力や影響力で判断されるようになった。

2つ目の大きな変革は、取得原価主義から時価主義への移行である。それまでの日本の企業会計は、取得原価主義を採用しており、取得原価と時価とは大きな乖離があった。そのため、多額の含み損あるいは含み益を抱えているにもかかわらず、それが財務諸表に表れないことが問題となっていた。そこで、1998年6月、当時の大蔵大臣の諮問機関であった企業会計審議会は、金融取引の高度化および複雑化、金融商品の多様化、時価変動による市場リスクの増大などの環境変化に対応するために、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」および「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」を公表し、これにより、日本の会計基準における時価主義会計の採用が方向づけられた。

日本国内でそのような改革が進むなか、国際的には2001年4月にIASCが、組織の役割や目的の変更、実務で用いられる統一基準づくりを目指して、IASBへ組織を改変している。当時のIASCは会計士中心の組織であり、国際会計基準を策定する組織に、財務諸表作成者や利用者などのステークホルダー（利害関係者）が十分に参加していないのは不適切とされたためである。

日本の企業会計のグローバル化を目指した会計ビッグバンは企業会計審議会で審議されていたが、上述のIASB誕生の動きを受け

て、日本国内でも2001年8月にASBJ（企業会計基準委員会）が民間団体として設立された。設立後ASBJは、国内の制度改革、すなわち、純資産の部の表示や株主資本等変動計算書といった会社法改正にかかわる会計基準、金融商品取引法上の四半期報告制度導入に対応した四半期会計基準——などへの対応に取り組んだ。また、ASBJは、IASBやFASB（米国財務会計基準審議会）など主要な会計基準策定主体との間で、コミュニケーション強化や共同作業を通じて相互理解を深め、日本基準と国際基準の差異を縮めることに力を注いだ（図2）。

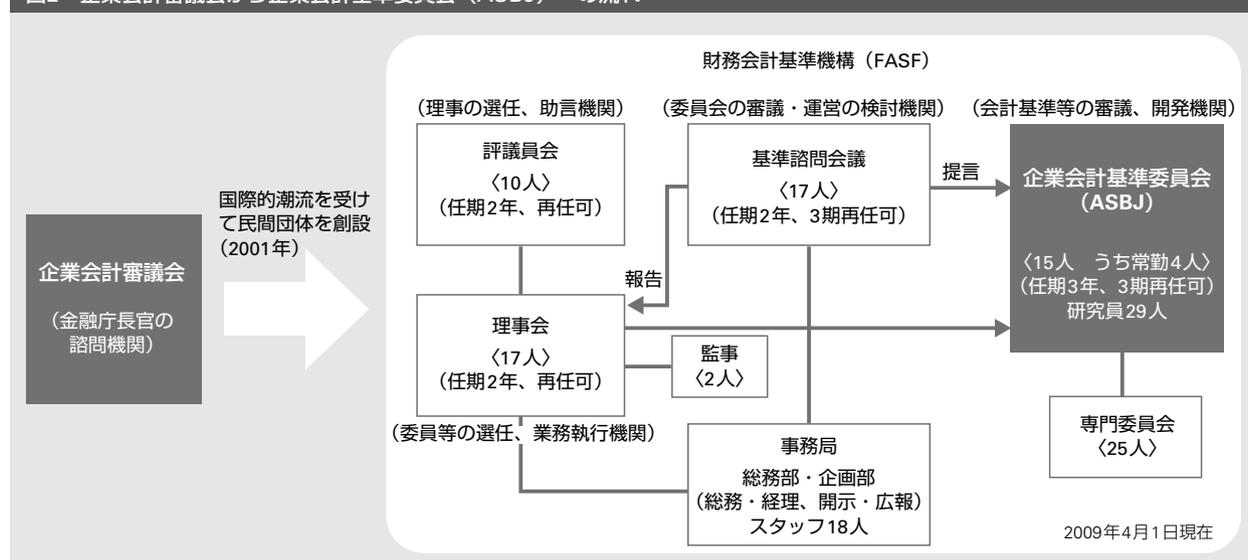
日本がIFRSを導入するに当たっては、これまで「コンバージェンス（日本基準とIFRSの差異を徐々になくしていく取り組み方法）」と「アドプション（会計基準をIFRSに切り替えてそれに適用していく方法）」のどちらを選ぶのかという議論が盛んに行われてきた。

コンバージェンスの取り組みは、2004年にIASBとASBJの間で開催されたコンバージェンスに向けた共同協議により開始された。そ

して2007年8月には、IASBとASBJとの間でいわゆる「東京合意」が結ばれ、コンバージェンスプロジェクトを迅速かつ着実に進めるための目標として、①2008年末までに、CESR（欧州証券規制当局委員会）が「同等性評価プロジェクト」で指摘した26項目について、日本基準とIFRSの重要な差異の解消を図ること（短期目標）、②この26項目に含まれないその他の重要な差異については、11年6月までに解消を図ること（中期目標）、③IASBが開発中で、適用が11年6月以降になるものについては、双方で緊密に作業を行うこと（長期目標）——が確認された。

一方、EUでは、EU域内における証券公募または上場企業の日論見書に関する「日論見書指令」（2003年7月採択）と、同じく上場企業の定期開示に関する「透明性指令」（04年12月採択）により、EU域外国の証券発行者に対し、07年1月以降（03年当初、その後2年間延期）、EUの採用する国際会計基準、すなわちIFRSか、またはこれと同等の会計基準の使用を義務づけ、それに従わない企業はEU域内での資金調達ができないとした。

図2 企業会計審議会から企業会計基準委員会（ASBJ）への流れ



こうした動きのなか、日本のIFRSへのコンバージェンスの努力が評価され、2008年12月、ECは、米国の会計基準と並び、日本の会計基準もIFRSと同等であると認める旨を公表した。これにより、日本の会計基準に従った財務諸表による定期開示を行う日本企業も、EU域内での資金調達に継続が可能となった。

アドプションの動きも進んでいる。金融庁企画調整部会は、2008年10月より日本のIFRS導入のロードマップ（計画目標）の検討を始めていたが、09年2月に中間報告（案）を公表して広くパブリックコメントを求めた後、同年6月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（以下、「中間報告」）を取りまとめた（図3）。

それによると、IFRSの適用開始時期について、任意適用は、企業および市場の競争力の観点からできるだけ早期に容認し、具体的には、2010年3月期から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に任意適用を認めるとしている。

一方、強制適用については、基準作成の動向、およびデュープロセス（適正手続き）の確保、日本の関与の強化等、国際的な諸情勢

の見極め等の諸課題の達成状況や、IFRSの適用状況などを確認するために、2012年を判断時期のめどとしている。

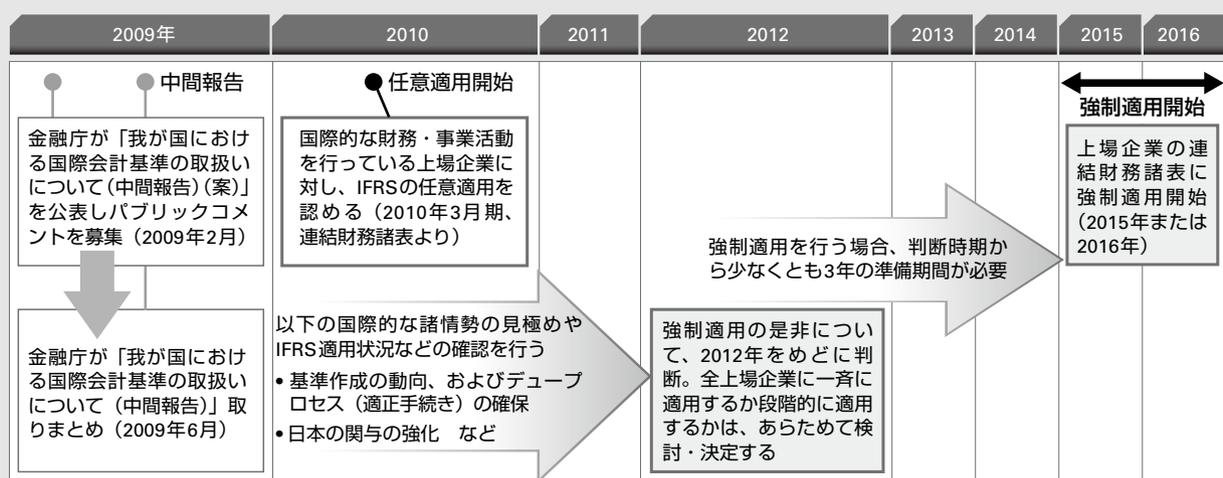
また、強制適用の対象は上場企業の連結財務諸表で、全上場企業に一齐に適用するか段階的に適用するかは、あらためて検討・決定するとしてうえて、強制適用する場合、判断時期から少なくとも3年の準備期間を必要とし、2012年を判断時期とした場合、15年または16年に適用開始との考えを示している。

さらに「中間報告」では、コンバージェンスについて、日本の資本市場の魅力を高め、経済活力の維持・向上を図っていく観点から、市場の公正性・透明性の確保、投資家保護の視点をあらためて確認し、高品質かつ国際的に整合的な会計基準、およびその運用に向けた努力を継続していくことが必要であるとしている。

3 日本国内の対応状況

日本国内では、日本経済団体連合会（以下、日本経団連）が、会員企業の意見を取りまとめる形で、IFRS導入に対して積極的に提言活動を行っている。

図3 IFRS導入に向けた日本のロードマップ



日本経団連は、日本企業へのIFRS適用に対して基本的には賛同の姿勢を示している。前述の企業会計審議会が2009年2月に公表した中間報告（案）に対するパブリックコメントの募集に際しても、日本経団連は、IFRSの内容が日本の商慣行、企業の実態を適切に反映できるものになっていることが必要不可欠であるとしながらも、「我が国経済の活性化、企業の国際競争力強化の観点を踏まえつつ、国際会計基準（IFRS）の円滑な導入を図るべき」とのコメントを出した。

また、上述の意見表明と同時に、日本経団連は会員企業によるアンケート調査の結果として、2009年4月6日に、「IFRS適用に向けた取組み状況等に関する調査結果概要」を公表している。その結果（会員企業1307社のうち446社が回答）任意適用の開始時期や対象企業については、85%以上の企業が企業会計審議会の原案を支持し、強制適用の開始時期や一斉適用の方法などについても、約85%の企業が同様な支持をしている。さらに「任意適用を前向きに検討したい」「状況次第で任意適用を検討したい」という企業で2割強あり、「2011年度までに任意適用する可能性がある」と回答した企業も5社あることを説明している。

筆者らが、複数の企業に取り組み状況を確認したところでは、一部でプロジェクトチームを立ち上げたり、影響調査を始めたりしているものの、適用の是非や適用時期については、周囲の状況も考慮しながら判断している企業が多い。現段階で、日本企業には、IFRS導入に対する他社動向や金融庁の動きなど状況を冷静に見極めようとする姿勢が表れているものと、筆者らは考えている。

一方、監査法人などの会計事務所では、日

本国内でIFRSの実務経験を持つ監査人が少ないことから、社内教育による要員育成を急ピッチで進めている。日本経団連のコメントのなかでも、IFRSに詳しい監査人の不足や、監査法人による判断のばらつきが出る可能性についての懸念が表明されている。また、「一斉移行時」には需要が一定期間に殺到し、システム導入や監査対応など外部要員が逼迫し、導入コストが高騰するとしている。

II EU、カナダ、米国の対応状況

1 EUでのIFRS対応

EUにとって、EUの市場統合に対応して域内会計基準の統一を図るために、IFRS導入は重要な課題であった。ただしすべての会計基準をIFRSに統一したわけではなく、IFRSの義務化は連結財務諸表のみであり、個別財務諸表については、各国の国内税法との調整の必要性などから、国によって導入状況が異なっている（次ページの表1）。

また、EUはIASBの定めたIFRSをすべてそのまま採用しているわけではなく、2008年10月に金融商品の公正価値会計を定めたIAS39号「ヘッジ会計（ヘッジ手段であるデリバティブ取引とヘッジ対象となる取引を同一期間に認識しようという会計）」について、一部をカーブアウト（適用除外）とすることを決めた。

このように各国の国内事情によって導入状況に差ができることやカーブアウトの可能性については、IFRS導入検討の当初からEU内で懸念されていたものである。

EUの事例からいえることは、会計基準をIFRSに統一するといっても、税法などを含

表1 IFRSとEU公正価値指令（IAS39号）の導入対象企業および導入状況

IFRSの導入対象企業および導入状況					
国名	対象企業	上場企業		非上場企業	
		連結	個別	連結	個別
フランス	すべての企業	必須	不可	可能	不可
ドイツ	すべての企業	必須	不可	可能	不可
イタリア	金融商品を広く提供している金融機関など	必須	必須	必須	必須
	保険会社	必須	不可	必須	不可
	その他の企業	必須	必須	可能	可能
オランダ	すべての企業	必須	可能	可能	可能
スペイン	すべての企業	必須	不可	可能	不可
英国	すべての企業	必須	可能	可能	可能

EU公正価値指令の導入対象企業および導入状況					
国名	対象企業	上場企業		非上場企業	
		連結	個別	連結	個別
フランス	すべての企業	必須	不可	不可	不可
ドイツ	すべての企業	必須	不可	不可	不可
イタリア	金融商品を広く提供している金融機関など	必須	必須	必須	必須
	その他の企業	必須	必須	可能	不可
オランダ	すべての企業	必須	可能	可能	可能
スペイン	すべての企業	必須	不可	不可	不可
英国	すべての企業	必須	可能	可能	可能

出所) ICAEW（イングランドおよびウェールズ勸許会計士協会）の2007年10月のレポート「EUにおけるIFRSおよび公正価値指令の導入」

めた各国制度との整合性を確保することは容易ではなく、解決までには一定の時間を要すると考えられることである。それまでの間は、企業はIFRSと国内基準の二重管理を行わざるを得ず、企業の負担はむしろ増えることも考えられる。

また、EUが行ったIAS39号の一部カーブアウトについては、2008年秋に起こった世界金融危機という非常事態に対応するためのものであったとはいえ、「世界共通の会計基準の実現」という理想からは一步後退した判断であった。単一の会計基準を、世界的にかつ継続的に使用し続けることの難しさを示唆する事例といえよう。

2 カナダでのIFRS対応

カナダでは、2011年1月1日以降スタートする会計年度から、上場企業に対してIFRSの適用が義務づけられる予定である。カナダ経済は米国経済との結びつきが強く、会計基準についても、1991年に米国基準とカナダ基準の相互認証プログラムが始まり、カナダ基準を米国基準に近づける試みが継続的に行われてきた。

このため、カナダ基準は米国基準の影響を受けて全体として整合性を欠くものとなり、国際基準として今後も米国基準を採用するのか、IFRSに移行するのかの判断が求められていた。その結果、カナダはより自由度が高いと考えられるIFRSへの移行を選択したのである。

これと並行して米国でもIFRSへのコンバージェンスの動きが高まり、EUとの相互主義の観点から、差異調整をせずとも、非米国企業のIFRSによる財務諸表を受け入れる判断をした。このことも、カナダ政府にとってIFRSへの移行への追い風となった。

カナダではすでに、グローバル拠点を多数有する企業、たとえば鉱山会社などを中心とする7社にIFRSの早期適用が認められている。この7社以外でも、グローバルに事業展開する大企業においては対応準備が進んでいるが、一般企業では対応準備はまだ本格化していないようである。

しかし、IFRSの導入が義務づけられていない非上場企業であるにもかかわらず、導入に積極的な企業もある。欧州・北米を中心に、冷凍食品事業を展開し世界のフレンチフライポテトの3分の1を生産するマッケインフーズである。

同社は世界160カ国で製品を販売し、19の会計基準、120の通貨を扱っているが、IFRSの導入によって、社内会計基準のグローバルな統一が可能となる。

このため、南アフリカなど人件費の安い国で全社経理業務の集中処理や経理人材を育成することができ、コスト削減効果が大きいという。「IFRSはわれわれのような企業のためにできたのだと思う」と同社の財務担当副社長は述べている。

3 米国でのIFRS対応

米国のIFRS対応は、2002年のSOX法（米国企業改革法）の制定と無関係ではない。SOX法第108条「会計基準」では、米国の会計基準を決定するための権限がSECにあること、およびSECはプリンシプル（原理・原則）ベースの会計基準へのアドプションについて、1年以内に研究し報告すべきということが定められた。

この研究報告はIFRSへの移行について直接言及しているものではないが、2003年に米国議会に報告され、一定の条件をつけたうえで、プリンシプルベースの会計基準の導入がSOX法同様、投資家保護に寄与するものと結論づけている。

このような研究結果も踏まえて、2008年11月に「SECロードマップ案」が公表された。それによると、2009年より、少なくとも34業種・110企業をIFRS先行導入適格企業としたほか、14年12月15日以降に始まる年度からの上場企業に対する強制適用可否を11年をめぐりに判断するとし、強制適用へのマイルストーン（実現すべき課題および条件）として以下の7つを挙げている。

それらは、①会計基準がより改善されること、②IASCへの出資・説明責任の問題が解決されること、③XBRL（eXtensible Business Reporting Language）によるIFRSデータの双方向的活用能力の改善、④教育および訓練、⑤IFRSへの限定的な早期適用が、米国投資家にとっての財務諸表の比較可能性を増加させること、⑥SECによるルール決定、⑦IFRSの強制適用実施——である。

特に②のIASCのガバナンス（統治）問題は、EU・米国間の政治的な主導権争いの側面を持ち、米国がこの問題の解決をマイルストーンに上げてきたことには、EUの力が強いといわれるIASCへの米国の懸念が透けて見える。

このSECロードマップ案に対して、2009年4月までの計150日間、民間企業などからのパブリックコメントが募集された。パブリックコメントの数は約240件と、SOX法導入時以来の多さであり、米国企業の関心の高さがうかがわれる。そのコメントの内容を見ると、IFRSの導入そのものに反対している意見は少ないが、IFRSへのアドプションをいきなり行うよりも、漸進的なコンバージェンスを望む企業が多い（表2）。

また、米国に拠点を持つ非米国企業にIFRS早期適用に対する要望が強い一方、むしろ財務諸表の比較可能性を低下させるから

表2 「SEC（米国証券取引委員会）ロードマップ案」へのパブリックコメントでのコンバージェンス、アドプション選好状況

		コンバージェンス		計
		賛成	反対	
アドプション	賛成	67	12	79
	反対	75	25	100
	計	142	37	
コメントなし			38	

注) アドプション：IFRSへの全面切り替え、コンバージェンス：IFRSに徐々に切り替えていく取り組み

導入すべきでない、ロードマップの詳細が決まっていないから2009年からの早期適用は無理である、マイルストーンは項目だけで達成目標が明確になっていないことが問題である——といった批判的な意見も多く見られた。

すでにIFRSに対応ずみの欧州企業が早期適用を希望するのは当然のことであるが、一般の米国企業には急激な変化を避けたい、政府が導入へのガイドラインをより明確に示してほしいという要望の強いこともうかがわれる。またIFRS導入の大義名分の一つである「財務諸表の比較可能性向上」に疑義を呈する意見が出ていることは、IFRS導入の意義を考えるうえで興味深い。

4 各国の対応とIFRSによる 国際的会計基準統一の課題

EU、カナダ、米国の事例により、その導入に至る背景や、目指す目標、企業の取り組み姿勢は必ずしも同じではないことを紹介してきた。このようにさまざまな違いを抱えた各国が会計基準の統一を図ることは決して容易ではない。

IFRSは「プリンシプルベース」で、文字どおり少数の原理・原則だけが定められているのに対し、米国基準は「ルールベース」でルールが多く煩雑なので、IFRSのほうが会計基準の国際的な統一はしやすいという意見がある。しかしこの比較は、現状の両者の対比としてはわかりやすいが、将来も同様であるとはかぎらない。なぜなら、米国基準も、元は少数の原理・原則から出発したのだが、現実の経済活動のなかで利用されるうち、訴訟や新しいビジネス慣行の成立などさまざまな状況に直面し、次第に複雑なルールを定め

ざるをえなくなったからである。

IFRSはまだ会計基準として若く、その体系はシンプルに見える。しかし今後世界中で利用されるうちに、米国基準同様さまざまな利害の衝突に直面することになる。そうした場合、各国の立場によって、基準の一部をカーブアウトしたり、基準の解釈が異なってきたりする可能性は十分ある。実際、前述したEUの事例でも、世界金融危機対応のためにIAS39号の一部がカーブアウトされた。

このようなことを無制限に許せば、「世界共通の会計基準の実現」という目的は絵に描いた餅になってしまう。これを避けるには、カーブアウトが許される条件や、解釈の許される範囲などについてより細かいレベルの世界共通ルールを定めることが必要になってこよう。IFRSが将来、今の米国基準のような煩雑なものとならない保証はないからである。

IFRSは現在も変化を続けている。日本企業にも2010年3月期以降、早期適用が認められる可能性が高まっているが、どの時点でIFRSへの移行を検討するかについては、これまで述べてきたIFRSの成立にかかわる背景や、主要国の事情を各企業が十分理解・考察したうえで、慎重に判断することが求められる。

Ⅲ 日本企業へのインパクトと課題

1 会計処理手続きへの影響

(1) IFRSと日本基準財務諸表の比較

IFRSと日本基準の財務諸表を比較してみると、それぞれが背景として持っている思想の差が浮き彫りとなる。

IFRS基準の財務諸表は、IAS1号「財務諸

表の表示」の定めによると、「財政状態計算書」「包括利益計算書」「株主持ち分変動計算書」「キャッシュフロー計算書」「注記」の5つを必須構成要素とする。これらはそれぞれ、日本基準で作成が義務づけられている「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「キャッシュフロー計算書」「注記」に対応し、名称の違いはあるが、構成要素の数に変化はない。

一方、内容を見ると、日本基準との大きな相違は「包括利益計算書」にある。IFRSには日本基準で用いられてきた「純利益」の概念がない。その代わりに、「包括利益」という概念が用いられる。包括利益は純利益とは異なり、資産の再評価益など、これまでの取得原価主義会計では利益として認められなかった利益が算入されている。従来の会計制度では、まず、期間に帰属する利益を正しく測定することが重視されていたのに対し、IFRSでは企業純資産価値を正しく表すことに主眼が置かれており、その変動の結果が包括利益とみなされるためである。これを一般に「資産負債アプローチ」といい、従来の「収益費用アプローチ」と対立する概念となる。

この違いが生まれたのは、背景となる会計思想の変化、それを利用する投資家側の変化があるといえよう。これまで重視されてきた期間収益稼働能力としての純利益よりも、純資産価値の変化を明確にすることにより、投資家にとって、企業価値の把握および合併や買収の意思決定が容易となるからである。

ただし、IFRSによって与えられる会計情報が、日本基準と比べて「質的に高い」かどうかには疑念がある。たとえば、包括利益と従来の純利益という概念の会計情報としての

有用性については、内外の会計研究者の間でも、純利益より有用性が高いとする意見と低いとする意見が混在している。

つまり、IFRSは想定している投資家像のニーズの変化に伴って、より求められると想定される形での会計情報の提供を意図しているにすぎず、別の視点から見れば、現行の日本基準より開示情報の有用性が低下することもありうる。

一方、開示情報の量的な側面から見ると、IFRSでは開示すべき情報量は日本基準と比べて増加する可能性が高い。有形・無形固定資産の増減明細や、金融商品の公正価値・リスクに関する情報など、日本基準にはなかった要開示項目が加わるからである。欧米の事例では、100ページだったアニュアルレポート（年次報告書）が2倍になったケースもあったという。

SECロードマップ案によると、米国の大企業の場合、財務諸表の作成に1社当たり3200万ドルもの追加コストがかかるとしている。この数字は米国における一つの試算であり、日本でそのまま通用する推計とはいえないかもしれない。しかし、IFRSの移行に伴って追加的コストが発生することは、規模の大小はあれ避けがたいと思われる。

(2) 日本基準との相違点とその影響

IFRSと日本基準との相違点は多岐にわたり、そのすべてについて本稿のなかで議論することは不可能である。本稿では、特に業務やシステムに影響を与える可能性の高いポイントに絞って説明する。

① リステートメントの必要性

日本基準では財務諸表を訂正した際、訂正

した数字のみを注記すればよいが、IFRSでは過年度にさかのぼって財務諸表を作成し直さなければならない。これをリステートメントといい、会計システムやデータの保存年限などに影響を与える可能性がある。

②収益認識基準

日本基準では、収益の認識には実現主義を採用し、一般には販売基準として理解されている。IFRSでは、「収益は所有に伴うリスク及び経済価値が移転され、買手が物品を支配し、収益が信頼性をもって測定でき、かつ経済的便益が企業に流入する可能性が高く、原価が信頼性をもって測定できる場合に限り認識する」(IAS18号)という定義に則り、各企業のビジネスの実態を勘案して、適切な収益認識時期を決定する必要がある。収益認識基準の業務プロセスとシステムへの影響については、次節で事例を挙げながら論じたい。

③固定資産評価

これまで日本では固定資産は、基本的に減価償却によって償却されていたが、IFRSでは有形固定資産の種類によって、「取得原価モデル」と「再評価モデル」のいずれかを選択し、再評価モデルを選択した場合は、一定期間ごとに該当資産の価値を再評価することになるため、一度減少した資産の価値が増加することが起こりうる。また、減価償却についてもコンポーネントアプローチ(資産の構成要素ごとに個別に償却を行う)の採用により、たとえば飛行機を償却する場合、飛行機全体ではなくエンジンと胴体を別々に償却することが必要になる場合がある。

④無形資産の考え方

たとえば従来の基準で「のれん」として計上していたものが、ある基準を満たすものに

関しては無形資産としての計上が求められる。研究開発費などについても、一定の基準を満たすものについては、無形資産としての計上が必要になる。

⑤確定給付年金の取り扱い

IFRSでは、確定給付年金については将来の給付にかかわる投資リスクのほとんどは企業が負担していると認識しているため、将来の給付額については、ほぼ全額引当することが要請される。したがって、年金引当額が不足している企業にとっては、巨額の引当金の計上が要求される可能性がある。

⑥マネジメントアプローチの適用

マネジメントアプローチとは、従来の管理会計で経営者に提供していた情報を、投資家に対しても同じ視点からの情報の提供を求める要請で、現状、管理会計と財務会計で異なるセグメントを用いている会社にとっては、それらを一致させる体制づくりが必要となる。

また、金融庁によれば、日本におけるIFRSの適用は、当面、連結財務諸表を優先する可能性が高く、しばらくは、連結はIFRS、個別は日本基準という二重基準での運営が必要になるものと思われる。個別財務諸表は税法上の課税根拠となるため、個別もIFRS対応にしようとするとならば税法の改正が必要になるからである。

2 業務プロセス、システム、内部統制などへの影響

業務プロセス面でのIFRSの影響は、経理業務プロセスに関して起こるものと、日常業務プロセスのレベルに関して起こるものの2つがあると考えられる。

(1) 業務プロセスへの影響

経理業務プロセスへの影響とは、たとえば経理部内での計算・見積もりなどによって作成される財務諸表の数字にかかわる業務プロセスの変更である。これらは、主として経理部内での作業変更にとどまるため、全社的規模で見た場合、それほど影響は大きくないと考えられる。

一方、より大きいと想定されるのは、日常業務プロセスへの影響である。たとえば収益認識基準の変更を例にとると、ある企業で、これまで売り上げは倉庫から出庫した時点で計上し、リスク移転は契約上、顧客が検収した時点と定められていたとする。この場合、IFRSの収益認識基準である前述のIAS18号によれば、「買主へ便益とリスクの移転」が収益認識時点の重要な判断基準の1つとなっており、売り上げは検収の時点で認識しなければならなくなる可能性が高い。このため、企業は顧客との契約内容を変更する、または自社の業務および業務システムを変更するといった対応が必要となるだろう。

(2) 経理・業務システムへの影響

システムへの影響は、各企業の業務の性質や企業の規模などによって異なると考えられる。IFRSによる業務プロセスへの影響が経理部内の作業にとどまる、つまり決算書作成業務プロセスの変更でとどまる場合は、連結財務諸表を作成する経理システムの小規模な変更のみで対応することも可能かもしれない。

ところが、前述の収益認識基準のケースでいえば、IFRSが導入されると売り上げを計上するのは顧客の検収時点となるので、従来の出庫基準で売り上げを計上するように業務

システムを構築していた企業は、業務システムで計上されたデータを手作業で補正するか、または検収時点で売り上げを計上するよう、業務システムそのものを改変することが必要になる。大手小売業など、大量かつ多品種を扱う業種では、これに対応するためのコストは大きなものとなる可能性が高い。実際、SECロードマップ案へのパブリックコメントでも、米国の大手小売業であるウォルマート・ストアーズが、この点についての懸念を表明している。

(3) 内部統制への影響

IFRS導入の内部統制面への影響は、2つの点から起こると考えられる。1つは財務諸表リスク自体の変化から生じるもの、もう1つは業務プロセスの変化から生じるものである。

前者は、たとえば資産・負債の評価に時価会計を導入することによって公正価値を算定する必要が生じ、新たに算定にかかわるリスクを評価する必要が出てくる、ということである。

特に金融商品・デリバティブ（金融派生商品）の評価に関しては、公正価値の評価モデルの妥当性の検証が必要となり、そのリスク評価には金融に関する高いリテラシーを持った人材の確保が必要になるかもしれない。

後者は、前項で見たように業務プロセスが変化することにより、リスクを低減するためのコントロール（統制手続き）の意味や存在箇所が変化することが想定される。

3 日本企業が取るべき方策

これまで見たように、IFRSの導入が日本

企業に与える影響の範囲は幅広い。また個別企業の置かれた状況によって、その範囲や程度が異なる。早期導入を考えている企業でなくても、将来の強制適用の可能性も考えて、IFRS導入のインパクトを事前に見定めておくことは重要である。

そのうえで、得られるメリットとコストを冷静に見極め、しかるべき対策を準備しておくべきである。必要ならば業界団体などを通じてIFRSの基準作成にも積極的に発言していくことが重要だと考える。

前節で見てきたように、IFRSをめぐるさまざまな国の利害がからみ、導入の目的や状況にもまだ差異がある。このような差異を、少なくとも各国の財務諸表の相互比較可能性を著しく損なわない程度に一致させていくためには、主要国の政府・各業界・監査法人などを中心とした一定の期間にわたる議論が不可欠である。

世界経済における重要性に鑑みて、日本企業もIFRS基準の策定に対して受け身ではなく、より積極的に情報発信を行っていくべきではないだろうか。

IV IFRSが企業経営と資本市場に与える影響

1 IFRS導入の企業へのメリット

グローバル企業は、多数の国に拠点を有しているため、多数の異なる会計基準を扱っている。このような企業が社内の会計基準をIFRSに統一することで、期待できるメリットとしては、以下の3つが考えられる。①財務諸表作成コストの削減、②グループ企業会計の透明性向上と迅速化およびガバナンス向

上、③原価管理の精度向上——である。

①これまでのようにローカル（現地）基準の財務諸表と本社基準両方の財務諸表を作成する必要がなくなり、時間とコストの削減が可能となる。また、グループ企業の会計基準をIFRSに統一すれば、経理業務も標準化できるため、経理部門をグローバルに統合し、人件費の安い地域でシェアードサービス化（間接業務の集約化）したり、経理人材を海外で育成したりすることも可能となる。

ただし、各国の税法などとの関係で、ローカル基準が残ってしまう場合には効果は限定的なものとなる

②企業グループ内のレポーティングの透明性・迅速性を向上させる効果も期待できる。ローカル基準から本社基準への修正が必要なくなるため、レポーティングが迅速化し、グループ企業の経営実態をより的確かつタイムリーに把握することができるようになる

③グローバル企業では、部品を日本で生産し、それを中国で組み立て、販売は欧米で行う——など、1つの製品を製造・販売する過程がさまざまな国に分散されているケースが珍しくない。

そのため、全体としての事業の採算は捉えられても、個別製品の原価管理レベルになると、各国の会計基準が統一されていないせいもあって、十分な透明性を確保できていない企業もあるという。

このような企業にとって、IFRSによる社内会計基準の統一は、グローバル生産のより精緻な原価管理を実施するための第一歩となりうる。

海外拠点が多く、社内で多くの会計基準を扱う必要がある企業、海外子会社の経営実績に対するモニタリングを強めたいというニーズを持っている企業は、このようなメリットも併せて追求すべきである

2 リスク管理や内部統制体制の見直し——IFRS人材の育成も重要

IFRS7号「金融商品の開示」では、財務諸表作成者に対して金融商品のリスク管理についての開示を求めている。これには「財務諸表に関連する開示」と、「リスク管理に関連する開示」の2つがあるが、後者では、信用リスクや流動性リスク、市場リスクに関して、企業のリスク管理方針の定性的開示ならびに包括的な定量的開示が要請されている。定量的開示には感応度分析（金利・為替などの変動が金融資産または負債の公正価値にどれだけ影響を与えているのかに関する分析）が含まれなければならないため、リスク管理の枠組みを修正する必要があるかどうか、各企業の現状に合わせ判断する必要がある。

また、J-SOX法（日本版SOX法）対応で構築した内部統制の枠組みをどう変更する必要があるのかといった視点からの検討も重要である。第Ⅲ章2節3項で見たように、IFRSを導入することにより、公正価値評価に関する見積もりへのリスクなど、リスクの性質や所在を見直す必要が出てくるし、業務の変更やシステムの変更に伴うコントロールの見直し・再評価が必要になってくる。

このような見直しに加えて、内部統制活動を有効なものとするために必要なのは、それらを実際に行う「人」の育成である。IFRS

の考え方を理解している人材育成を継続的に行うとともに、現場のプロセスオーナー（内部統制管理責任者）となっている部長・事業部長クラスのリーダーに、IFRSの考え方を十分理解させることが重要である。

3 資本市場への影響

グローバルなIFRSに会計基準を統一することにより、「財務諸表の比較可能性向上」を通じ資本市場を効率化し、「海外資本市場へのアクセスの容易化・企業の資本調達コストの削減」が可能になるといわれる。しかし、これらのメリットが容易に実現可能かどうかについては慎重に考えてみる必要がある。

たとえば財務諸表の比較可能性向上について、IFRS導入で先行しているEUではどう見ているのだろうか。

ICAEW（イングランドおよびウェールズ勅許会計士協会）の2007年10月のレポート「EUにおけるIFRSおよび公正価値指令の導入」に掲載されているEU25カ国4000人の投資家に対するオンライン調査の結果によれば、「財務諸表の比較可能性が増大したことについては広範な合意がある」となっており、従前に比べれば一定の効果があったとしている。

ただし、49%の投資家は「IFRSの導入後、財務諸表がよりわかりにくくなった」と回答しており、必ずしも肯定的な評価ばかりとはいえない（「わかりやすくなった」と答えた投資家は全体の32%）。

一方、第Ⅱ章3節で、SECロードマップ案に対する企業のパブリックコメントには財務諸表の比較可能性について否定的な意見があ

ることを紹介した。IFRSは企業側に、会計基準の選択に対して一定の自由度を与えることから、運営次第では財務諸表の比較可能性を阻害する可能性もあることを懸念する企業も少なくないということであろう（表3）。

では、「海外資本市場へのアクセス容易化・企業の資本調達コストの削減」というメリットについてはどうか。これまで自国の会計基準の国際的な認知度がきわめて低かった途上国の企業などにとっては、確かに、IFRS導入により資本市場へのアクセスが高まるという効果が期待できよう。

しかし、すでに一定の品質を持つ会計基準を採用している主要国の企業にとっては、少なくとも日米欧の主要資本市場へのアクセスに関するかぎり、同質性評価はすでに取得済みである以上、IFRSを採用したからといって著しいメリットが得られるとは考えにくい。

ただし、世界の多くの国で販売金融を手がけ、現地の銀行から多様な現地通貨を調達しているような製造業の場合、IFRS基準の財務諸表を作成しておくことで、銀行との手続きが容易になる効果は考えられる。

野村総合研究所（NRI）は、日米欧のそれぞれ数企業に対して、「IFRS導入にどのようなメリットを期待するか」とのヒアリングを行った。その結果、「資本市場へのアクセスが良くなること」および「資金調達上のメリ

ットを期待して」IFRSを導入したい、とする意見は少なかった。

こうしたメリットを現実のものとしていくには、単に企業がIFRSによる財務諸表を作成する能力を持つだけでは十分でない。各企業がIFRSの意義を理解し、それに基づいた行動を取ることで、資本市場への「信頼」そのものの向上に結びつけていく必要がある。

4 資本市場への「信頼」を向上させるためのツールとしてのIFRS

IFRSが国際的な大きな潮流となっているのは確かである。しかしその裏では、米国やEUなどのさまざまな思惑がからみ、制度自体にもまだ流動的な面が多い。

そうしたなかで、たとえば「財務諸表の比較可能性向上」や「資本調達コストの低下」といった一般的にいわれているIFRSの導入メリットは容易に実現するものではないこと、実現するにしても、いくつかのハードルを越える必要があることを本稿では検討してきた。

ここでもう一度日本企業が問うてみるべきなのは、「自社は何のためにIFRSを導入するのか」であろう。

筆者らは今回、音楽・ゲーム向けのDVDやBD（ブルーレイ・ディスク）を製造するカナダの企業シンラムの経理部長に話を聞くことができた。同社は米国、カナダ、欧州で

表3 IFRS導入が「財務諸表の比較可能性」にもたらす効果

	多様性	財務諸表の比較可能性	
グローバルな会計基準統一	-	+	統一された会計基準へのアドプションは、会計上の取り扱いの多様性を減少させ、財務諸表の比較可能性を増加させる可能性がある
プリンシプル（原理・原則）ベース導入	+	-	一方でプリンシプルベースの導入は、個別企業の判断の余地を拡大し、会計上の取り扱いの多様性を増加させ、財務諸表の比較可能性を減少させる可能性がある

事業を展開しており、すでにIFRSの導入に向けたプロジェクトを推進している。プロジェクトを推進するうえで、これまで当然と考えて採用していた会計方針についてさまざまな気づきがあったという。

たとえばシンラムは、米国の売り上げが全体の60%を占め、カナダでの売り上げは10%未満であったが、カナダ企業であるためカナダドルをベースに財務諸表を作成していた。

しかし、IFRSではIAS21号「外国為替レート変動の影響」の基準により、企業が主として活動する経済環境における通貨を「機能通貨」として定めなければならない。同社の場合それは米ドルとなり、この結果、シンラムのIFRS基準の財務諸表は、同社の経営実態をよりの確に反映するものとなった。

「IFRSを単に規制対応と捉えるのは誤っている。IFRSは、プリンシプルを持って企業活動をもう一度いちから見直してみる絶好の機会である」と同社経理部長はいう。

IFRSは、本来投資家に対してより有用な情報を提供し、資本市場の信頼性・効率性向上を図るために導入されるべきものである。

IFRSが本来の意義を果たすには、個々の企業が自社のプリンシプルを理解して自社の業務と会計方針を継続的に見直し、企業の経営実態に財務報告内容をより近づけるとともに、マネジメントアプローチの実現により経営者と投資家が同じ視点で開示内容を俯瞰できるようにして両者のコミュニケーションの質を高めていく必要がある。

たとえば、2008年秋の米国発の世界金融危機以後、行き過ぎた「株主資本主義」に対する反省の声が上がっている。経営者と投資家との間で、それぞれが利益を上げるために許容できる時間軸にずれが生じたことが、企業経営に歪みを生じさせたのではないかという反省である。

経営者は投資家に対して良質な会計情報を提供するだけでも、また短期的な利益の追求でもなく、企業の持続的かつ安定的な成長こそが、結局は投資家の利益につながるのだ、ということを訴えていく必要があるのではないだろうか。

IFRSは、経営者と投資家間の意思疎通の円滑化のためのツールとなりうるものである。企業・投資家の双方がその意義を理解してこのツールを使いこなすことにより、今後、資本市場全体の一層の信頼性・効率性の向上につながることを期待したい。

著者

平塚知幸（ひらつかともゆき）
ERMプロジェクト部上級コンサルタント
専門は金融、リスクマネジメント、内部統制

宗 裕二（むねゆうじ）
ERMプロジェクト部上級システムアナリスト
専門は金融システム、リスクマネジメント

エリック・ファンドリッチ（Eric Fandrich）
ERMプロジェクト部上級コンサルタント
専門はリスクマネジメント、BC・DR（事業継続・災害復旧）、企業価値評価、M&A